

## 別紙

### 料金表

#### (目的)

第1条 この料金表は、別に定める「東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程」（以下「規程」という。）に基づきハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が実施する東京ゼロエミ住宅認証審査業務の認証審査料金（以下「認証審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

#### (認証審査料金)

第2条 規程第12条に規定する認証審査料金は、別表に掲げるとおりとする。

#### (認証審査料金の納入)

第3条 建築主は、適合審査料金を「東京ゼロエミ住宅認証審査業務約款」第6条に規定する料金の支払方法により納入する。  
2 前項の納入に要する費用は建築主の負担とする。

#### (認証審査料金を減額するための要件)

第4条 認証審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (2) 建築主が年間開発の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- (3) ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (4) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に依頼を行ったとき。
- (5) その他ハウスプラスが認めるとき。

#### (認証審査料金を増額するための要件)

第5条 認証審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 建築主の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 認証書等が交付される前に当初の申請内容から対象住宅の計画に変更があったとき。
- (3) 別表に定める認証審査料金に含まれない業務を実施しなければ、認証審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

#### (その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

(附則) この料金表は2019年9月1日より施行する

(附則) この料金表は2021年4月1日より施行する

(附則) この料金表は2024年10月1日より施行する

## 1. 認証審査料金

## 1) 一戸建ての住宅 (同一建築物内に独立して単位住戸が1ある建築物を含む)

認証審査の種類	認証要件ごとの料金	
	仕様規定※1	性能規定※2
設計確認審査 変更設計確認審査	30,800 円	35,200 円
工事完了検査	33,000 円	36,300 円

※1 断熱性能および設備の省エネルギー性能が仕様規定の場合に限る

※2 断熱性能が仕様規定の基準を選択し、設備の省エネルギー性能が性能規定の場合を含む

## 2) 集合住宅等 (同一建築物内に独立して単位住戸が2以上ある建築物)

## 性能規定※

※ 断熱性能が仕様規定の基準を選択し、設備の省エネルギー性能が性能規定の場合を含む

全住戸数 2戸～12戸

	2戸	3・4戸	5・6戸	7・8戸	9・10戸	11・12戸
設計確認審査 変更設計確認審査	60,500 円	104,500 円	126,500 円	137,500 円	148,500 円	170,500 円
工事完了検査	60,500 円	66,000 円	71,500 円	77,000 円	82,500 円	88,000 円

全住戸数 13戸～50戸

	基本料金 + 住戸料金 × 全住戸数
設計確認審査 変更設計確認審査	基本料金 132,000 円 + 住戸料金 3,300 円/戸 × 全住戸数
工事完了検査	基本料金 66,000 円 + 住戸料金 3,300 円/戸 × 全住戸数

**51戸以上** : 別途お見積りとなります

## 2. その他の料金

### ・取下げ手数料

	受取りのみ	受付済	返金を行わないタイミング
設計確認審査	全額ご返金	一律 5,500 円	設計質疑提出後
変更設計確認審査	全額ご返金	一律 5,500 円	変更設計質疑提出後
工事完了検査	全額ご返金	一律 5,500 円	現場検査予定当日

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により認証審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

### ・認証書等再発行手数料

	再発行
再発行手数料	5,500 円/枚

### ・工事完了検査における再検査手数料

	認証要件	再検査手数料
一戸建ての住宅	仕様規定※1	19,800 円/回
	性能規定※2	22,000 円/回
集合住宅等	別途お見積り	

※ 1 断熱性能および設備の省エネルギー性能が仕様規定の場合に限る

※ 2 断熱性能が仕様規定の基準を選択し、設備の省エネルギー性能が性能規定の場合を含む